

堺市教職員懲戒等審査会 審査概要

1 日時

令和5年8月17日（木曜）午前10時から正午まで

2 場所

堺市役所高層館10階 教育委員室

3 内容

(事案Aについて)

案件	事案概要	答申結果
1	令和5年7月28日（金曜）午後7時45分頃、堺市南区の書店において、書籍12点（20,493円分）を万引きし、警察官により現行犯逮捕された。 また、本件以外に、同年4月及び7月にも雑貨や書籍を万引きしていた。	免職
2	案件1に関し、当該教職員が令和5年4月に万引きし、警察から任意同行を求められ聴取を受けた際、自身が身元引受人になっていたが、当事案を同年8月2日（水曜）の教育委員会による聴取まで意図的に報告していなかった。	戒告

(事案Bについて)

案件	事案概要	答申結果
3	令和元年9月、当時勤務していた中学校で学校徴収金（428,800円）の盗難が発生した際、当時の校長に対して教育委員会への報告を進言しなかった。また、本人、当時の校長、担当教諭の3人の私金で盗難にあった学校徴収金を補填する不適切な会計処理を行った。 加えて、平成31年4月の着任時に現認した出所不明金について、中身の確認を一切行わず、校長や教育委員会への報告を怠った。さらに、人事異動の際、この出所不明金の存在について後任教頭に引継ぎをしなかった。	戒告